平成２４年（フ）第１５８７号
北海道江別市豊幌花園町25番地の８
債務者　板垣栄利子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６０３号
札幌市西区八軒７条東１丁目２番26号
債務者　西川　福子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６１０号
北海道石狩郡当別町錦町1248番地34　アパートメントワキザカＡ―１号
債務者　皆川　里美
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４号
青森県上北郡六戸町大字折茂字今熊１番地25
債務者　川村　節子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２４０号
茨城県水戸市見和２丁目255番地　県営見和アパート11棟208号
債務者　上野　和美
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２５７号
水戸市見和３丁目1398番地の57
債務者　和田　正子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２５９号
茨城県水戸市渡里町3270番地の６　フリーランス103号
債務者　塚本　ミカ（旧姓益子）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１４９号
茨城県つくば市要315―91、住民票上の住所茨城県下妻市下妻戊443番地
債務者　小澤　修一
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２９３号
埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１　朝日プラザガーデンシティ新越谷534
債務者　長谷川順一
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３１３号
埼玉県越谷市北越谷１丁目14番９号　シティハイツ北越谷202
債務者　新井　顯二
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３５５号
埼玉県春日部市大枝845番地　原第７マンション206号
債務者　佐藤　　淳
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
埼玉県越谷市大字袋山1945番地７、旧住所埼玉県越谷市大字弥十郎551番地１　エステート尾ケ井Ⅲ102
債務者　津島江利子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
埼玉県春日部市谷原新田2083番地　春日部谷原新田団地４―309号
債務者　佐藤　浩忠
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５３６号
千葉県市川市田尻５丁目11番３―407号　ダイアパレスリヴィエール市川南
債務者　本田　伸恵（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６３８号
千葉市稲毛区山王町35番地１　ヒューマンスクエア千葉山王415号
債務者　坂田　康範
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６６５号
千葉県市川市富浜２丁目９番19―301号　ハイツ中山
債務者　井出亜矢子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６７７号
千葉県船橋市三咲２丁目４番９号　ガーデンヒルズ三咲Ⅵ―203号
債務者　森　　康孝
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係